

仕 様 書

1 件 名

「区制施行 80 周年記念映像」制作業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで

3 履行場所

墨田区役所広報広聴担当（墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号）

4 委託目的

区基本構想で 10 年後のまちの姿として描く「人がつながり 夢をカタチに 墨田区」の実現に向けて、改めてまちの原点を振り返りながら、すみだの「これまで」と「これから」をつなぎ、誰もが夢や希望を持って進んでいける未来をめざしていくため、墨田区に関わるすべての人々と想いを共有していくことを目的に「区制施行 80 周年記念映像」を制作する。

なお、令和 9 年 3 月 13 日（土）に開催される予定の「区制 80 周年記念式典」及び、墨田区公式 YouTube、公式 SNS 等で放映していく。

5 業務内容

（1）制作スケジュールの作成

履行完了までのスケジュール案を作成し、区に提出すること。また、当該スケジュール案については、区と協議を行い、必要に応じて修正を加えること。

（2）映像内容の企画・構成案の作成

記念映像に込めた想いを短時間で伝えられるように工夫された、訴求効果の高い映像作品を制作すること。また、多様な撮影技術を活用し、本区の魅力を最大限に引き出す映像を撮影すること。

プロポーザルでの企画提案内容を基に、区の意向の反映に努めながら企画・構成案を作成すること。当該企画・構成案においては、口ヶ先、取材対象、収録作品等、制作時に必要となる条件を明記し、区からの承認を得ること。

なお、受託者は、区が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。

（3）取材及び撮影

上記、5—（2）により決定した企画・構成案に基づき、必要な取材及び撮影を行うこと。

使用する映像は、原則、本業務において新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合や、その他の理由で適当な映像が撮影できない場合等の際には、受託者が所有している映像や借用映像（本区が所有する素材も含む。）を使用することも可とする。借用映像を使用する場合の手続き等は、受託者において行うこと。

なお、以下の内容は委託業務に含むものとする。

- ア 取材、撮影に必要なスタッフ、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理
- イ 資料及び素材の収集
- ウ 肖像権及び著作権についての必要な手続き
- エ 出演者、協力者、撮影地への交渉や許可申請等の必要な手続き
- オ 使用料、出演料、交通費、謝礼等の撮影にかかる費用

(4) 映像の編集、M A

撮影した映像編集のほか、音楽や音声、効果音、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行う。納品までには、区による複数回の内容確認を行うとともに、修正指示に対しては速やかに対応すること。テロップやナレーションとして映像に挿入する施設等の名称や説明がある場合は、受託者の責任の下、施設等管理者等に確認を行うものとする。

なお、ナレーターについては、区と協議の上、決定するとともに、映像は永続的に使用するため、ナレーター、音楽などについては、すべて契約期限は定めないものとし、年間更新料等が発生しない形とすること。

※ナレーション及び字幕については、日本語版・英語版の2種類を作成すること。

(5) 映像の長さ及び作成本数等

映像の各種仕様は、以下のとおりとする。

長さ及び作成本数	本 編：5分程度 1本作成 ダイジェスト版：2分程度 3本作成
画質等	画 質：4K (3840×2160) 及び FHD (1920×1080) ファイル形式：MP4

6 成果品

(1) 映像の長さ及び作成本数等

映像の各種仕様は、以下のとおりとする。

長さ及び作成本数	本 編：5分程度 1本作成 ダイジェスト版：2分程度 3本作成
画質等	画 質：4K (3840×2160) 及び FHD (1920×1080) ファイル形式：MP4

(2) 納品方法

成果品は、以下のような記録媒体にて納品すること。

なお、区からの要請に基づき、動画の納期や手法について柔軟に対応すること。

納品方法	DVD：日本語版10枚、英語版5枚 ・保存されてるデータについては、一般的なPCで複製が可能な形式にすること。 ・DVD化に際して必要となるオーサリング等の対応は行うこと。
掲載用データー式	MP4形式での動画配信用データとして、納品すること。
動画素材データー式	テロップ等の編集がされていない素材をMP4形式で納品すること。

7 著作権等

- (1) 本業務の成果物の所有権、著作権及びその他一切の権利は、区に帰属するものとする。
- 納品後、内容の誤り等の不備が判明した場合には、受託者の責任と費用で直ちに修正等を行うこと。また、本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、区に帰属するものとし、区の承諾を得ずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- なお、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、区は、本業務の成果品等を利用するためには必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託者は、区に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して、著作権侵害を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

8 支払方法

履行検査確認後、請求に基づき一括して支払う。

9 特記事項

- (1) 区担当者と十分協議を行い、業務を進めること。
- (2) 受託者は、本業務に関連する事故等が発生した場合は、直ちにその報告と対応措置等を本区に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務以外の目的に使用してはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (4) 本業務に関して、受託者が区から受領又は閲覧した資料等は、区の了承なく公表又は使用してはならない。また、本業務を遂行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守しなければならない。
- (5) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、区と受託者との協議により決定すること。

10 担当及び問い合わせ先

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区 企画経営室 広報広聴担当

Tel : 03-5608-6220 / Fax : 03-5608-6406

E-Mail : KOUEHOU@city.sumida.lg.jp